

インド国
ベンガルール周辺環状道路建設事業
(有償資金協力)
環境レビュー

日時 平成27年5月25日(月) 14:00 ~ 15:40
場所 JICA本部 212会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
高橋 進 共栄大学 教育学部 特任教授
谷本 寿男 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授 /
社会福祉法人 共働学舎 顧問
松本 悟 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問 /
法政大学 国際文化学部 准教授

JICA

< 事業主管部 >

岩井 伸夫 南アジア部 南アジア第一課 企画役
村上 孝太 南アジア部 南アジア第一課

< 事務局 >

渡辺 淳 審査部 環境社会配慮審査課 課長
岩田 淳 審査部 環境社会配慮審査課

午後2時00分開会

渡辺 では、時間になりましたので、本日のワーキンググループ、インド国ベンガルール周辺環状道路建設事業の環境レビューを開始させていただきます。司会は環境社会配慮審査課の渡辺が務めさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、通例ですけれども、委員の中から主査の方を決めさせていただきたいと思えます。これまた通例に則りまして、これまでの主査をお務めいただいた回数というものを事務局のほうから発表申し上げますと、松本委員が4.5回、作本委員が4回、谷本委員が2回、高橋委員が1回ということで、かつ本件は、来週月曜日に予定されております全体会合での助言案確定というものを進めさせていただきたいと考えており、非常に日程がタイトな状況ではありますが、例えば高橋委員、谷本委員、お二人のご都合、あるいは今週の業務なども踏まえまして、いかがでしょうか。

高橋委員 私は回数が少ないようですから、じゃ、私が。

渡辺 それでは、大変恐縮ですけれども、高橋委員に主査を務めていただくということで、よろしくお願いいたします。

本日は、いわゆる環境レビュー一回のみのワーキンググループであり、特段コンサルタントの方等はお見えになっておりませんので、JICA内部、あとは委員の方々の会議ということになります。マイクのほうはこちらに用意しておりますので、通常の声の音量で大丈夫かと思えます。多少手狭な会場で恐縮ですけれども、それでは、高橋委員に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

高橋主査 それでは、ワーキンググループを開催したいと思います。

恒例といいますか、通例どおり、提出を既にしていただいた質問あるいはコメント、これに沿って順番にまず確認をしていきたいというふうに思いますが、そういうことでよろしいですか。

それでは、まず1番目、総論ということで松本委員から提出されておりますけれども、いかがでしょうか。

松本委員 これはほかの委員の方にも伺いたいんですけれども、その2,076のうちの社会経済調査ができたのは31%、しかもこれは、ご回答の中では、確かにサンプルとして別に31%で問題ないんですが、問題は実施できた世帯だということなんです。つまり、たくさんいて、その中で大体この辺を見ればわかるだろうという30%のサンプリングをしたというよりは、むしろそのコンタクトがとれずに、その人が見つからずにこの数になっているというところがすごい気がかりでして、にもかかわらず、今回は協力準備調査を打たずに一発の環境レビューになっているということに、私は少しどうしてかというのを、少しというか、結構一番ここが懸念の中心にあるんです。私だけがそういうふうに思うのであれば、少し考え方を改めなきゃなとも思うんですが。

一つJICAに伺いたいのは、これまでで見ると、やっぱり協力準備調査を打たないとまずいなという案件はインドでもあって、インド側がいろいろ調査をしても、追

加的に住民移転のところだけはやりますとか、そういうようなことがあったんですが、本案件については、これほど住民とコンタクトがとれていないのに、どうして協力準備調査を打たないのかなというところがまだすっきりしないんですが、そこはどうしてなんですか。

高橋主査 事務局、いかがでしょうか。

渡辺 これは事務局なのか、インド側なのかというのがありますけれども。

村上 今ご質問いただいた件ですけれども、現地でいろいろ調査をしていく段階で、ちょっと書きぶりとかが影響してくると思うんですが、実施機関は彼らがコンサルタントを雇って、それなりの調査をしているというところがあって、このセンサス調査はカバーできているのが31%というところにはなっているんですけども、現在ある台帳をもとに、レベニュー・デパートメントから入手した台帳をもと、割り出しをして、そここのところが誰なのかというところまで特定してある。レベニュー・デパートメントからの提供データなので、そこに実際に人がいて、固定資産税とかを払っているデータはきちっとあるというところで、そこをさらに、地元のコンサルタントを雇って、NGOとも連携をしながら、それなりの調査を行ってきたというような背景があったので、我々としては、それなりに調査内容というところを鑑み、背景を鑑み、それなりに調査ができているんじゃないかという認識ではおります。

松本委員 調査できないそのタイトルホルダーたちに付随する被影響住民というのは、いないと言えるんですか。つまり、今回の場合は法制度がしっかりしているからタイトルホルダーが明確ですよということは書かれていて、しかし、そのつかまらないタイトルホルダーたちに付随する形にいるような、生計手段としてそこ関係しているような人というのは、いないんですか。ちょっと現地の状況がわからないんで、わからないんですけれども。

私が頭にあるのは、ムンバイの都市交通、都市開発なんですね。あの時って世界銀行がやったんですけれども、ものすごい数値がぶれたんです。それはなぜかという、大体の目計算でこうやっていって、実は、そこにすごい、非正規で入っている労働者であったり、それから出稼ぎで来ていて実は家にたくさん家族がいたりとか、そういういろんな人たちの存在が結局最後までわからなくて、たしか調査によっては3倍ぐらい被影響住民がぶれたんです。そのことがあったので、本当にこんなに人がつかまらないで、この状態で被影響住民で、これは大丈夫なのかという不安をすごい持っていて。なので、今聞いたのは、この69%のタイトルホルダーは把握していらっしゃるでしょうけれども、その69%のタイトルホルダーに付随するような形で存在するPAPsというのはいる可能性はないの。69%の人たちだけなのか。

岩田 審査部の岩田です。補足しますと、松本委員から28番でもご質問いただいておりますけれども、タイトルホルダーとして土地を持っている人はレベニュー・デパートメント等の記録をもとに把握しています。そこに土地を持っているので、そ

ここで働いている小作人なんかという可能性はもちろんありまして、その小作人を、例えばシラミ潰しに1から100まで全部把握できているかということ、もちろんそこは100%とは言えません。28番の回答にも書いてありますとおり、その持っている土地の上に、いわゆる我々の言い方で言うとエンクローチャーとかのノンタイトルホルダーなんですけれども、現地の人たちの言葉を借りますと、その土地所有者に許可を得て、そこに住んで、そこで小作人等々として働いている人たちがいます。そういったことも含めまして、その土地で働いている人たちを我々はノンタイトルホルダーとして把握はしておりますので、その点はシラミ潰しに把握できているわけではないんですけれども、土地を持っている人たちに依存して生計を立てているという人たちは、ある程度把握はできていると考えております。

松本委員 つまり、タイトルホルダーと会えていないけれども、そのタイトルで生きている人たちとは会っているということなんですね。

岩田 すみません、もう一度お願いします。

松本委員 今でいくと、そのタイトルホルダーがいて、そのノンタイトルホルダーの人たちがそこで生計を営んでいると。このノンタイトルホルダーの人たちは把握したけれども、タイトルホルダーの人たちは、登記上はわかっているけれども会えていない、意見は聞けていない、そういう状態だというふうに理解すればいいんですか。

岩田 そういう世帯も一部あります。

作本委員 ちょっとすみません、今の松本さんのお話、途中から申しわけありません。私も19番で同じ質問をしているんですけれども、2,076のうち1,436世帯が合法権利があると。単純に差し引きすると、残りの640世帯は、しかも1,436世帯というのは土地権利を持っていない。土地権利というか、用地のみの、全て農地のみ持っているんですね。土地に権利を持っている人たちは、ここに誰も住んでいない。

岩田 2,076世帯が全部、合法・非合法を含めた被影響世帯であって、そのうち1,436というのがタイトルホルダーです。

作本委員 タイトルホルダーですよ。

岩田 2,076引く1,436の結果、640と数字が出てきます。

作本委員 タイトルホルダーじゃないと、ノンタイトル。

岩田 我々がいうところの非合法です。

作本委員 1人も会えなかったというのは、これは。

岩田 その2,076世帯のうちの、込み込みの、その中の647世帯でしたっけ、会えたのが。なので、非合法・合法権者のうち、合法権者のみ647世帯会ったというわけではないです。

作本委員 じゃないわけですか。

村上 説明すると、1,436の合法地権者と書いてあるので、基本ここは農地という区分で、農地というよりも、ほとんど荒れ地というか何も無いところですけども、そ

ここで結局農地になると、実際法律的にはそこに住むことができないという状況になっているので、この1,436の合法地権者に関しては、そこに家がなくて、そこから別の部分の村等に住んでいるというような状況です。

松本委員 ここだけをずっとやってもしょうがないんで、状況はわかりました。後でもう一回、その二十何番という。

高橋主査 そうですね、ステークホルダー協議、そのあたりも関連する部分もありますから、またそちらのほうでもお願いします。

じゃ、2番目の作本委員、いかがでしょう。

作本委員 じゃ、2番目のほうに移らせていただきます。データは全て、ご回答のほうではインド側でしっかり調べたものだというんですけども、特にテーブル2の、CHAPTER2の中ですか、このあたりは何年次の統計データなのか。これは全部、今回調べた統計データであるというんですが、実際そういうことはかなり難しいんじゃないかと思うんですね。今回に当たって、全部ゼロのところから。

インドというのは統計数字等かなりよくできている国ですので、やっぱり既存のデータを利用して、これをつくり上げている可能性が高いんじゃないかと。推測ですけども。そういう意味では、これは何年次のデータで、例えば、引用していないならば、どこがつくったというんですか、一番下にデータの出どころ、入っているかしら。それもないんですけども。最後に参考文献としてつけるつもりなのか、何年次のデータというのが全くわからない。

岩田 そのベースラインデータは2009年にとられているものです。

作本委員 2009年。

岩田 はい。大気質と水質に関しましてはアップデートされたもの、2014年に測定したものを我々が1度ミッションに行った際に先方から入手しております。

作本委員 そうですか。特に生態系の動植物か何かのリストがありますよね、こういうのが、例えば何年次のものなのか、どの地域のものなのか全然これからは判別できないんですけども、そのあたりは一応最新のデータに基づいていると。

岩田 そうです。

作本委員 そう考えてよろしいですか。

岩田 はい。

作本委員 一緒にJICAさんがかかわっていれば、むしろ信頼度は高くなるんですけども、そういう踏まえての上での調査ということで。

岩田 はい。

作本委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

高橋主査 よろしいですか。

次、3番です、お願いします。

作本委員 Rapidという意味が、ここでご説明いただいているんですけども、

Rapid EIAという、REIAと、この略語なんですけれども、農地である場合には、この一つの季節だけでの調査で足りるんですよというご回答なんですけど、JICAさん、これはインドの規定で行っているアセスである。ただ、JICAさんとしては、例えば、この3ヵ月ぐらいの調査でもって、こういう四季が、季節によって随分気候が変わるとか言われていますし、そういう部分には、JICAさんはこれでいいと思われるんですか。まさにギャップの問題でもあるかもしれないんですが。インドがこう言っているのはわかっています。ただ、JICAさんのガイドラインの立場は、季節が変わるようなところでは、きちんとその季節に合わせた必要な時間をかけたアセス調査をやりなさいということになっていたんじゃないかと思うんですが、考え方はどう整理されたんでしょう。

岩田 例えば、1季でいいと書かれているものに従ってインド側では1季のベースラインのみとっているんですけども、水質など、雨季と乾季、季節変動があるものに関しましては、ここでEIAには添付はしていないんですけども、別途、もう片方の季節についてはベースラインをとっています。

作本委員 資料で補うというようなことになりますよね。

岩田 はい。

作本委員 補完ね。

岩田 というわけで、ベースラインは雨季、乾季の2季について入手しておりますし、それに基づいて確認しております。

作本委員 そうですか。わかりました。一応、考え方は両方とも目を配っているということで、わかりました。

高橋主査 続けてまた作本委員、お願いします。

作本委員 4番、5番。

4番のほうは、これも将来の、道路ができた後の交通量増加も加味されているということで、回答で了解いたしました。

5番のほうは、これは、やはりインドの規定では、カテゴリー、今回2kmの保護区とか、何かを調べれば足りるということになっているようですけれども、ただ、別の箇所でも10kmの保護区等はありませんとかいうようなことも記載されているんですが、そのあたりの調査はどちらを標準というか、基準にして行っているのかなということちょっと教えていただければ。

原則、インド国内は、これはかなり2kmの範囲だけで、どちらかというといわゆる緩いわけですよ。それに対して、この10kmの間には保護区がないと、JICAさんは一応そちらの、むしろ安全圏をとっておられるというふうに考えていいんでしょうか。

岩田 基本、インド国法のEIA Notificationに基づいてこのEIAはつくられております。少なくとも2kmの範囲については調査すべしというふうになっておりますので、EIAは、もちろん2kmについて、基づいてされております。

10kmにつきましては、その調査の範囲というか、EIAの区分として、EIAの承認先が州政府の機関になるのか国の中央省庁の承認機関になるのかというところを区別するための範囲の一つであります。なので今回2kmでやっていますけれども、10kmということがここに定められているから10kmでやっているというわけではないです。

作本委員 ではないわけですね。

岩田 はい。従いまして、調査は2kmですし、もちろん10km範囲についても保護区はないということは確認しております。

作本委員 何かこのあたりになってくると、インドのアセスってかなり細かに規定されているんですよね。ある意味では日本以上に緻密なところも生まれているんで、インドなりに詳細なアセスの仕組みをつくれるのは、それは構わないんだけども、どこかでJICAさんとガイドラインのギャップが生じるか生じないか、ちょっと心配になったもんですからこんな質問をさせていただきました。交通整理されているんですしたらそれで結構です、ありがとうございます。

高橋主査 次、6番、谷本委員お願いします。

谷本委員 Social Forestだということでしたが、このあたりのSocial Forestのやり方というのはどういうことですか。ほかのところでは、住民に植えた木を維持管理、植えてもらって、その後、管理してもらうために5種類とか10種類とかで、10種を組み合わせ、それでうまく使ってくださいと、使いながら水の管理もやってくださいという内容ですけども、ここも同じですか、この州は。

岩田 州といいますと。

谷本委員 この州では、州でやっているSocial Forestというのは他の州と同じようなやり方ですか。

岩田 今回はカルナタカ州なんですけれども、カルナタカ州と別のところの州でどうやっているかというのはすぐにご回答できないところなんですけれども、ただ、今回の事業で該当するSocial Forestというのは公有地で、民間人が例えば手入れをしているというわけではなくて、我々も1回行きましたけれども、本当に何も無い雑木林のところにも木が植えてあります。Social Forestというと聞こえはいいですけども、本当に雑木林といったところですので、特段、誰かが手入れをしているとかという類いのものではないです。

谷本委員 そうなんですか。

岩田 はい。

谷本委員 はい、わかりました。じゃ、ここは結構です。

高橋主査 じゃ、私も関連がありますけれども、私も結構です。

次、続けて谷本委員お願いします。

谷本委員 特別な有用樹の規定というのは、インドはないですか。バングラディッシュですと、私有地に植わっている、庭なんか植わっているジャックフルーツなんか

は有用材として、切る場合に林業省の許可が要るといふようなことを私は見聞きしているんですけれども、スリランカもそうです。インドはそういう規定はないですか。

岩田 基本、今回の事業に際しましては、我々も何度も確認しましたが、森林関係、森林伐採するに際して必要なものは、Forest ClearanceとTree Cutting Permissionという、この2種類のみというふうに伺っております。一般論として有用樹か何かということはお答えできないんですけれども、本事業で必要となるクリアランスとしましては、Forest ClearanceとTree Cutting Permissionですし、もちろん、私有地に植わっているものに関しましては補償対象となりますので、その分の補償が行われる予定となっております。

谷本委員 はい、わかりました。

じゃ、どうぞ、いってください。

高橋主査 次に、9番。私ですけれども、いろいろ動物の道路による影響ということで質問しました。この記載されている動物などは、必ずしもこの場所ではなくて、州全体だとか、この地区、当該事業地には特段の野生生物は棲んでいないというようなご回答ですが、そうすると、逆に、当該地域の野生生物がどういう状況か、棲んでいないなら棲んでいないでいいんですけれども、そういう記載というのはEIAにきちんとありますか。

岩田 今回、このスクリーンに示しておりますところが路線のアラインメントです。こちらは本当に何も無い農地、だだっ広い農地があるところでして、いわゆる犬とか猫とか、そういった類いの動物はおりますけれども、このちょっと下の、回答の下の補足で書いてありますとおり、例えば野生ゾウがいるというようなところではございません。EIAの中に、具体的にこのアラインメントに沿ってどういう動物がいるのかという具体的な記載はないんですけれども、保護対象となるような動物としましては、このAnekal Talukに存在しておりますゾウが唯一あるということは確認しております。

高橋主査 いわゆる保護対象というのがどういうレベルの保護対象かということにもよるわけですけれども、先ほどの6番、7番の質問でも、保護対象となる生態系というのは、このSocial Forestにはないということですが、しかし、このSocial Forestも含めて、いろいろな動物が生息している状況というのは把握はされているのでしょうか。

岩田 少なくとも、インド側のEIA Notificationに基づいて生物調査というものを義務づけられておりますので、そういった点ベースライン、最低限のものを把握していると考えております。

高橋主査 このEIAでも、いわゆる動物の交通事故、ロードキル、これが道路建設によるインパクトとして考えられるというようなことが後ろのほうにも記述があるんですけれども、ご回答だとそういう影響も想定されないというようなことで、その辺がEIAの記述と若干齟齬があるような、あるいはEIAそのものが、先ほどお話をしました

ように、ある部分では州全体について言ったり、当該地域が必ずしも正確に調査され、それについて記述されているとは限らないような印象を受けたんですが、その辺はいかがでしょうか。

岩田 この生物もそうなんですけれども、後ほど、どなたかから水質に関しましてもご質問いただいておりますけれども、このEIAは、アラインメントスペシフィックなことはもちろんなんですけれども、それ以外のところも含めまして、地域全体の影響をカバーしているというような傾向もございますので、そういった点、実際は野生動物との衝突が想定される場所ではないんですけれども、一般論として、そのEIAの中で野生生物への影響も考慮すべしというふうなEIA Notificationになっております。そういった点、例えば動物でありましたりとか、水系への影響だったりとということがEIAの中で記載されておりますけれども、現状、我々は何度かミッションに行きまして確認しましたところ、特段の影響がないということは確認しております。

高橋主査 ここはこれぐらいにしておきますけれども、一般論しか書いていないEIAだと余りEIAの意味がない。逆に言うと、極端に言えばそういうことになるんで、ちょっとその辺は、その実態は問題ないのかも知れませんが、EIAとしては物足りないという気がします。そこまでにしておきます。

じゃ、次、10番、作本委員お願いします。

作本委員 さっきちょっと言ったことと似ているんですけれども、やはり乾季と雨季で、今回は乾季という一番気候の安定した時期の調査ですね、アセスで。そういうことで、やっぱり先ほど文献調査に基づいて、ほかの季節の調査データをなるべく記述するというようなことは書かれているのを私も存じ上げているんですけれども、やはり、そこを一緒にしないで、区別した上で、できるだけ「雨季の場合は」、「乾季の場合は」、「これは文献による」というような形での関係状況把握というか、そういうものをしていただければということです。これも先ほどと同じことで、その11番のほうへ移らせていただいてよろしいでしょうか。

高橋主査 はい、どうぞ。

作本委員 これは、いただいた地図、どの地点で例えば地下水の調査をされたんですかということで、場所をうまく選ばれましたという、何かちょっと説明いただくように。私も素人でよくわからないんで。

高橋主査 じゃ、追加資料について。

作本委員 ええ、カラーのほうの追加資料を。

岩田 このベースライン調査地点の妥当性、本当にそれが妥当なのかというところまで我々は詰めたわけではないんですけれども、例えばこれは表流水のサンプル調査地点でありまして、別図になるんですけれども、これはアラインメントですね。基本的には、こんな形でアラインメントにまず沿っているというところと、あと、表流水に関しますと、ぽつぽつと池みたいなものがあるんですけれども、表流水が散在してお

りますので、そういったところ、影響を受けやすいようなところをサンプル地点として選んでおります。あと、基本的には、例えば地下水でもそうですし、土壌のベースラインなんかもそうですし、騒音とか大気につきましても、基本アラインメントに沿った形でサンプル調査、こういうふうなアラインメントになりますので、基本アラインメントに沿った形で行われるということになっております。

作本委員 私も全くの素人で申しわけないんですけども、調査地点がうまく分散されているというような印象を持ちました。ありがとうございます。ご説明わかりました、ありがとうございます。

高橋主査 じゃ、続けてまたお願いします。

作本委員 12番は、ご説明わかりました。

あと、13番なんですけど、バンガロールって私も昔ちょっと行ったことがあるんですけど、コンピューターで有名なところですよ、インドで、今また期待されて。ここでIT関連の企業がパソコンをどこかに捨てていないかなと思って心配していたんですけども、その企業の汚染物質を出すところは違うからということなんですけど、何かこういうようなデータはないんでしょうね。インド一期待されている場所ですよ、ここね。日本なんかも期待しているでしょうし。

村上 そういったことがあるというふうには聞いていないです。

作本委員 聞いていないですか。ここは頭脳だけを、プログラムをつくったり何なりで、大学その他、リンケージをつくってやっているところですよ。

村上 そうですね、はい。なので、ここにも書かせていただいておりますが、アラインメントの近くに、実際のそういった工場があるということも聞いておりませんし、普通の日本の企業と一緒に、バンガロールの中心部の都市部に、それぞれのオフィスがある。また、その中で出た廃棄物、パソコンとかと、今お話がありましたけれども、そのパソコンについても、ちゃんとした対応で廃棄なりをしている。実際のアラインメントを見に行きましたが、そういったところで無法にごみが捨てられているということは全くありませんでした。

作本委員 わかりました。ありがとうございます。結構です。

高橋主査 じゃ、次、14番、谷本委員お願いします。

谷本委員 これは注記を本当、入れてください。何かそういうふうに注記を入れるように申し入れるんですかね。

それで、15番です。農村のところは都市部じゃないしとは思いますが、ポロピットなんかへの転落防止ですよ。そういうことはきちんと処理をとすることは、常にドナーとしてJICAさんも考えておいてください。15番はそれで結構です。

じゃ、16番ですね。これは10番とも絡みますし、それからSocial Forestとも関係するんですけども、やはり動植物、小さいから、橋梁の建設については小規模なということで、対象となる河川、水系が雨水排水路だから問題ないという考え方は、これ

はやめてください。どういうものがあるかは、まだ本当わからないというか、何があるかわからないということです。ですから、厳しいですけれども、小さいから問題ないというね。

この補足の資料をいただいたら、いろんなところにトルクというんですか、タンクがありますよね。これもかなり歴史的なものですよね。古いやつだと思いますよ。ということは、生態系としてかなり確立しているところだと思いますから、小さいからということではなくて、調べるところはきちんと調べてください。これはぜひお願いしたいと思います。小さいから問題なしということは、絶対に言わないことです。16番は、そういうことでよくお考えいただきたいと思います。

じゃ、どうぞ、17番。

高橋主査 17も同じようなことですが、一つ質問は、この雨水排水路というのは現況はどんな状況になっているかお分かりですか。いわゆる小川。

岩田 小川というほどきれいなものではなくて。

高橋主査 もちろんきれいじゃないけれども、一般的な、例えば日本で言えば田んぼの中やなんかにあるような小さな排水路とか、そういう感じですか。

岩田 1カ所見たものに関しましては、小川の田んぼというよりも、どちらかというところ、家の後ろにある、余り言葉はよくないですけれども、どぶ川というような、そんな感じの流れになっております。

高橋主査 先ほどの谷本委員のお話と全く同様ですが、どういう状況なのか確認をして、ある程度長期間、歴史的なものと、仮に人工的につくったものであっても、日本でもため池もそうですが、ある程度その地域の生態系をなしている場合もありますから、その辺の確認をお願いできればと思います。

岩田 わかりました。

高橋主査 次、18番、作本委員いかがでしょう。

作本委員 18と19は内容が似ているんですけども、先ほども松本委員がちょっとおっしゃられたような、この640世帯なんですけど、いわゆる違法にその農地に住んでいた人たちですよ。本来だったら農地だから目の前にいる、散り散りばらばらじゃなくて、そこに住んでいるはずなんです、違法にせよ。そういう人たち、何で1所帯と、1軒当たりも、どの家も面接、面談できなかったかという、そのところがどうしてもよくわからないんです。

だから、やっぱりインドのむしろそういう社会文化状況がわからないんですけども、例えば、立ち退きを迫るような形で、この非自発的移転対象者に会いに来たのか、あるいは、場合によっては警察を同行したのかとか、あり得ないかもしれませんが、そのあたりはなぜかという、640世帯全部が本当にこれは会えなかったという、そのところがどうしても合点がいかないんですけども。

岩田 繰り返しになりますけれども、非合法640世帯に対して全く会えないという

わけではありませんでして、実際に社会経済調査で約650世帯に対して聞き取りが行われておりますけれども、その中に合法権者と非合法権者、両方が含まれております。なので、640世帯の非合法に全く会えなかったということではないです。

作本委員 でも記述、また繰り返して申しわけないんですけども、2,076世帯のうち1,436世帯が合法で、農地のみ持っているという前提だったと思うんですけども、それで足し引きしますと640世帯ですか、これがいわゆる権利がノンタイトルであるということでしたと思うんです。ということは、640世帯は、この農地に権利なくして居座っている状態なんですよ。

岩田 そうです、はい。

村上 それか、もしくは、その農地の権利を持っている人にお伺いを立てて、住まわせてもらっている。

作本委員 住まわせてもらっている。

松本委員 数はあれです、作本さん、チャプター5の5-1のところにあって、私の理解が正しければ、レスポンスを受けられたのは1,436分の496と、640分の151のはずなんです。

作本委員 これは、さらに分かれるわけですね。

松本委員 1,436分の496と640分の151は。

作本委員 わかりました。じゃ、誤差があるということ、今。

岩田 合法権者の中で、あちらに示しておりますとおり、合法権者は1,436世帯ありまして、そのうち実際に訪問できたのが約500世帯で、非合法権者が全体で640ありまして、実際に面談で回答が得られたのは151世帯。なので、回答が得られたのは496プラス151で647世帯、これは全体の約30%ぐらいという数字になります。

作本委員 足し算を間違えた。じゃ、こちらの参考に。じゃ、何分の一かというか、151ぐらいは、既にやりとりができていたということでもいいわけですね。

岩田 非合法権者に関してです。

作本委員 ありがとうございます。わかりました。

高橋主査 よろしいですか。

作本委員 よろしいです。

谷本委員 高橋さん、これは「非合法」という言葉でいいですかね。土地の権利を持っている地主さんから、何らかの形で土地を耕すという、耕作を認めてもらっている人たちは非合法なんですか。

松本委員 非土地保有者ですよ。non-titleholdersと英語は書いていますから、非土地保有者。

岩田 そうですね、非土地保有者です。

谷本委員 非合法とは言わないですよ。言葉上は、非合法であればイリーガルなんでしょう。

岩田 そうですね、英語にしてしまうとイリーガルになってしまうんですけども。

村上 正しくは、ノンタイトルホルダーです。

谷本委員 そうなんですね、はい。

高橋主査 じゃ、その辺は、特に意見として今まで出ていませんでしたけれども、最後ちょっと、また確認の時にどうするか考えましょう。

19は先ほどのでよろしいですか、とりあえず。

作本委員 そういうことで、一緒に、わかりました。

高橋主査 じゃ、20を松本委員、お願いします。

松本委員 まず、表記の仕方ですけども、新土地取得法とその改正案という整理の仕方、この右側に書かれているのも、その用語でいいんですよね。

岩田 はい。

谷本委員 新土地取得法は、あくまで新土地取得法で、大統領令から発した、今、改正しているのは改正法案という表記ですよ。

岩田 そうです。

松本委員 まずわかりました。その上で、改正法案については、おおよそこのラインで行きそうだということ。

岩田 はい。現状、今のオフィシャルなサイトで改正法案として出ているもの、項目としては幾つかあるんですけども、大きな項目としてはここに二つしか載ってはいないんですけども、大枠としては、こういったものが中心になってくるというふうな流れであります。

松本委員 つまりは、基本的にはPPPではないから、基本的には問題はないであろうというのが、今のところJICAの見方。

岩田 基本的に、この案件につきましてはそういうふうに考えておりますし、もちろん、仮にPPPだとして社会経済調査とか公聴会が免除されることになっても、我々は実際、公聴会とか社会経済調査をやっておりますので、特段ギャップはないかなというふうには理解しております。

松本委員 わかりました。

高橋主査 よろしいですか。

松本委員 はい。

高橋主査 次、21番ですが、これは先ほどの魚類などの影響と同様の話なんですけれども、先ほど確認したのが、この雨水排水路などは1カ所はご覧になっているということでしたけれども、全体について一応確認をしていただければなと思いますが、特に、土地や水の利用というのは、全く現段階で把握している範囲では、されていないというふうに考えているんですか。

岩田 基本は井戸水等を主水源として使っておるというふうに聞いております。

高橋主査 この水路などは、もちろん漁業なども行われるような状況ではないとい

うことですか。

岩田 ないです。

高橋主査 はい、わかりました。

次、22番、作本委員お願いします。

作本委員 これは、ここで使われている人口データでしょうか、これが2001年で。ただ、私も2008年のほうのAnnex5-1をよく見ていないんですが、こちらのほうは2008年版を使われているわけですね。

岩田 そうです。

作本委員 わかりました。それでしたら、そのところは結構です。

高橋主査 じゃ、続けて。

作本委員 23番は了解しました。特にいいです。

高橋主査 じゃ、谷本委員、24番お願いします。

谷本委員 こういうことなら、はい、結構です。

高橋主査 続けて25番、いかがでしょうか。

谷本委員 25番は、やはり立木補償なんかが書かれていなかったというのはちょっと気になったものですから、こういうコメントをしました。きちんと補償対象であるということを確認をしてください。はい、結構です。

高橋主査 それでは、26番、松本委員。

松本委員 丁寧に書いていただいてありがとうございました。私が現地の新聞をいろいろ見たよりも、結構網羅的だったので助かりました。もっと、これは線形が変わったことによって、何か逆の不満も出ていましたよね。裁判で、自分たちが含まれないことに対する何か。

岩田 利益が得られない。

松本委員 ええ。何かそういう申し立てもあったんで、これはちょっと、これをやり始めると大変かなと個人的には思っていたんですけども、こういうふううまくまとめていただいてよかったなとか。JICAは、もともとこれは把握されていたんですか。

岩田 ある程度把握していたんですけども、次から次に情報が出てくるという感じでしたので。

松本委員 そうですね。これは意外に、これを真面目にやっていたら大変だなと思って質問に書いたんですけども。よくわかりました、ありがとうございます。26についてはわかりました。

高橋主査 じゃ、続けて27。

松本委員 これは後で作本さんと一緒に、どういう書き方で書くかですけども。要するに、新聞をやったり、いろいろな方法をやっているのにつかまらないのであれば、やっぱり原因は分析してほしいですね。何でこんなにもたくさんの方がつかま

らないのかということについて、そもそもタイトルホルダーたちなわけですから。何でなんですか。

岩田 聞いております理由の中で、一番大部分を占めるのかなと思っておりますのは、やはりそこに、例えばこの村に住んでないというところが一つ大きいという。

松本委員 不在地主、はい。

岩田 なので、例えば村とか町の中で新聞なんか広告を出しても、そもそも非合法権者の目に入っていないのではないかとこのところが一つ考えられるのかなというのがあります。

松本委員 とすると、このやり方をしているからいいというふうにはならないんじゃないですか。

岩田 もちろん、例えば、逆に国レベルで広告を出すとかというの、あるといえれば可能性としてはあるんですけども、もちろん、それはどこまで出せばいいのかなというところは我々も悩むところです。ただ、先週ちょうど世銀のセーフガード担当官もおりまして、こういった場合は世銀は具体的にどういう対応をしているんだというところ聞いてみましたところ、可能な範囲でちゃんと広告を出して、住民に周知をして、万が一住民があらわれた際の補償金をちゃんとデポジットしておくこと、そういうことをもって案件を先に進めると。逆に、これがあるから案件を5年も10年も止めるわけにはいかないということもありますので、しかるべく対応した結果、同時並行である案件も進めていくと、そういうふうな形で。

松本委員 そこまでは、今回の回答の中に書いてありましたっけ。

岩田 ヘルプデスクとかを……

松本委員 それはそういう意味なんですか。

岩田 はい。新聞とかヘルプデスクの設置なんかでフォローアップをしているということは、RAPにも記載させていただいております。

松本委員 そのデポジットの話も。

岩田 そうですね。

渡辺 先週の木曜日に会った時の情報です。

松本委員 今回の場合は、それはされるという。

村上 私がミッションに行って、そこも確認してきたのですが、予算確保された時点で、それはもう、その用地取得代として確保する。彼らとしては、一定の正式期間というのを設けて、その中で、アワードをして、実際にお金を渡す。ただ、その間に来られなかった場合はどうするのかという対応を聞いてきたのですが、そこもきちんとヘルプデスクをそのまま残して、お金もその分もきちっと割り当てとして残すということは、ここにも書かせていただいておりますが、PIUの中に実施機関の Deputy Commissionerが、きちっとその審査の中、ミッションの中で明言をしておりました。

ほかの案件も、そういったようなやり方で同様、今回に関してはJICAの融資で行いますが、ほかの公共事業も、この実施機関はやっておりますので、同じようなやり方をしているということも発言をされていまして。

松本委員 地主の人、地権者って税金を払っているわけですよね。だから、コンタクトをとれる場所というのはわからないんですか。ちょっとインドのそういう税を集める制度の中でどうなっているのかわからないんですけれども。

村上 基本的に、インドは直接的にというよりも、レベニュー・デパートメントに払いに来るというシステムなので、そこに来た人たちをチェックしているということなので、そこで住所を聞いてそこまでという、そこまでの管理はできていないという状況です。

松本委員 やろうと思えばその瞬間、そこですよね。

村上 そうですね、はい。

松本委員 すごいんですよね、税金をわざわざ払いに来てくれるわけですからね、不在宅の。何か不安なんですよね。インドでこういうケースを、ほかにあったので。わかりました。事情がまずわかりましたので、ありがとうございました。

高橋主査 28は、先ほども出ましたが、いかがですか。

松本委員 これはオーケーです。

高橋主査 じゃ、続けて29をお願いします。

松本委員 もう一度、これは書いてあるのは読んだんですが、書き方としては、「情報提供に抵抗した」というふうに書いているんだけど、この右側のお答えは、抵抗というよりは、答える必要性がないみたいな書き方なんですけど、実際は、それここでは「抵抗」という言葉で書かれていたということによろしいんですか。

岩田 はい、そうです。

松本委員 そういう事情であれば、わかりました。

高橋主査 じゃ、谷本委員、30番。

谷本委員 これは結構です。書かれていると、書いてくださいということで結構です。

高橋主査 次、松本委員、31から続けて、最後、松本委員ですから、最後までお願いします。

松本委員 31は了解です。

32は、これは具体的に10年間分のこの補償ですよね。遅延による地価高騰の補償はされるというのは、これは口頭で受けているということなんですか、実際に。

岩田 受けているのは、確認ですか。

松本委員 ええ。Notificationが10年前に出されていて、地価高騰がその後にあって、それが、補償費はそこにちゃんと加えられるのかと、10年分。これについては、加えられるという説明を受けていると。

岩田 はい。2014年時点の土地価格をもとに補償費が算出されます。

松本委員 2014年ですよ。そうですね、2007年だったやつが……

岩田 裁判所の判断でちょっと延びて。

松本委員 そうですよ。

岩田 はい。その間の土地の高騰に関しましても、もちろん補償対象に含めるということになっております。

松本委員 なるほど。これはあれですよ、私はここの意味が、実は住民の質問がRAPのテーブルに書いてあったんですが、それはこのことを意味しているんですよ。私の理解は、いいんですよ。10年の遅延って、これに対する質問ですよ。

岩田 はい、そうです。

松本委員 そうですよ。わかりました。

それから、33番についてなんです、これは、くどくど言っているところなので、何らかの形でコメントを出します。

34について、これは、じゃ、どちらで統一されますか。

岩田 どちらかに統一するかを、先方実施機関との兼ね合いもありますので、相談の上したいとは思っていますが、ハウスポールドが、PAHのほうが一般的なのかなというふうには思っております。

松本委員 なるほど。わかりました。

高橋主査 よろしいですか。

一応、事前に出された質問・コメントについては終わりましたが、何か全体を通して再確認はありますか。

作本委員 インドの環境省は今、名前を変えましたよね。「温暖化」をくっつけて、この段階はMOEFだったですね、Ministry of Environment and Forest。今は「温暖化」をくっつけてMOECFになりまして、クライメイト・チェンジが。今年だったと思いませんけれども。

岩井 昨年になりました。

作本委員 昨年でしたっけ、ごめんなさい。それ、変えましたけれども、どこかでその注を入れておいたほうがいいのかなという。地球温暖化と名称を入れたのは、この国ぐらいしか見たことがないんで、ある意味でびっくりしたのがありますので。

岩田 ありがとうございます。

高橋主査 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか、とりあえずは。

よろしければ、この後、提出するための作業、助言案の策定に入っていきたいと思いますが、今、ちょうど切りがいいので、10分間、3時から再開ということで、その間、各委員におかれましては、助言案に残すもの、残さないもの、あるいはどういう文言にするか、少しお考えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、次の再開は3時からということでお願いたします。

午後2時48分休憩

午後3時00分再開

高橋主査 それでは、時間ですので再開をしたいと思います。

それでは、先ほどの事前の質問・コメントに対するご回答をJICAからいただいたわけですが、それに基づいて、助言案として残すもの、それをどういう文章で残すのか、それをあわせて、それぞれ各委員からまた確認をしていきたいと思えます。

それでは順番に、まず1番、松本委員はいかがでしょう。

松本委員 ちょっと残すんですが、まず、「31%に過ぎない」まではそのまま生かして、この後の一部も変更して、「こうした状況にもかかわらず協力準備調査を実施しなかった理由を示すこと。」これで、「関わるべきである。」までは消していただいて。「特に」はやめて、「また」、そこから後は同じで、「進めるとしており、」で、「JICAガイドラインに則っているか疑問がある。」にして、「これらの点について助言委員会全体会で説明してほしい。」というふうにしたいと思います。

つまり、ここについては、やはり私とすれば記録に残しておきたいと。僕も、今ここで別に納得しているわけではなくて、ただ、ちゃぶ台をひっくり返すべきだというほど、私自身が現地の情報を持っているわけではないので、やはり、あくまでその説明に説得力があることをもって、今回はこれでいいのかなというふうにしたいというのが1です。

高橋主査 これについて、JICA側はいかがでしょう。もう1週間、次回の全体会合ですけれども。

岩田 全体会合でというのは、助言確定に当たっての全体会合という意味ですか。

松本委員 はい、そうです。

渡辺 説明することは問題ないと思えますけれども、ここの助言案として残すと、これが環境レビューの助言案なので、審査の時に通常我々が対応することとは違ってきます。

松本委員 そうすると、疑問があるで終わってしまうんです。

渡辺 ワーキンググループとして説明を求めますと言われれば、我々としても、その場で説明しますとなりますが、助言案としてどう残すのか。

高橋主査 例えばそういう、実施しなかった理由を明確にすることとか確認することとか、そういうんじゃないんですか。

渡辺 明確にするのが、全体会合の場では明確にできるのですが、何かその後の審査のプロセスとかで何かできる、具体的な何か作業というんですか、あるのなら助言案としての意味があると思えます。

作本委員 そういう意味で、レビュー案に反映させるものを、できるだけ絞りかけたほうが良いということですか、今のは。

岩田 そうです、はい。それでお願いできればと考えております。

渡辺 ですので、松本委員のご意見は当然あって、それで全体会合でする分にはいいんですけども、それは環境レビューの助言案なので、環境レビューなりで生かせるといいますか、という助言の形にさせていただくのが通常ということです。

岩井 前、北東州の時は、何か助言とは別に、前段で少し書いたりするみたいなの。

松本委員 それも多用すると、ちょっとね。その場合があって。正直、僕はやっぱり、まだこれじゃ審査は駄目じゃないのと言いたいのをこらえて、この文言にしているんですね。本当は、やっぱりちょっとまずいんじゃないんですかと、これで次のDD段階でNGOを雇って、全ての世帯に対しての調査をするというのは。

本来であれば、「融資決定前にこうした現地の調査を行うこと」としたいところですが、それこそまさに大変じゃないですか、JICAからすれば。

本来、私が言いたい助言はそれなんです。やっぱり、これをやるんだったら、ちゃんと今の段階で、こんなにコンタクトがとれていない人がいっぱいいる段階で、これでいいよとは言えないよねという。

これが余りにも私の極論であれば、さすがにそのワーキングとしての意見なんで、それで最初にもちょっと聞いたんです。ちょっと私の問いかけは極端ですかねというところで。

高橋主査 でも、作本委員もあれですよ、いつもの関係で。

作本委員 私も同じところ。別の箇所なんですけれども、やはり、この面談できなかったことの原因をきちんと、「今後さらに面談を続けるように努力をする」というような文言をつけ加えてほしいというようなことをちょっと言おうと思っていた。18番あたりで。同じことですから。

松本委員 そうなんです。プラクティカルにはそこで書くんですけれども、しかし、それを円借款を決めた後でもいいよというのには、それがガイドラインを守っているんだという説明が欲しいと。私とすれば、それはと思っているけれども、JICAとしてはそう思うのであれば、少なくとも、やっぱり説明をしていただきたいというのが、限りなく私的にはおさめる方法なんですけれども、どうですかね。ちょっとごめんなさい、助言っぽくはないんですけれども、総論だから許されるかなと、ちょっと思っているんですけれども、総論ってそういうものかなと思って。

高橋主査 何かうまく、疑問に対する確認とか、何かそういう形で出しておいて、当日、全体会合ではJICAさんのほうからきちんと説明してもらおうと。あえて「説明しなさい」とは書かないけれども、説明をしてもらうというシナリオができるといいなとは思っているんですけども、いかがですかね。

松本委員 最後の一文の書き方を変えればもちろんできて、「則っているか疑問がある」の後、「これらの点について、ガイドラインの遵守を確保すること」と書けば、もちろん、やらなきゃいけないのはガイドラインの遵守の確保ですので、このように確保いたしますというふうにJICAは答えることによって答えられると。助言的にすれ

ば、「これらの点に関してJICAのガイドライン遵守を確保すること」とすれば、助言にはなりません。

高橋主査 松本委員は、次善の策として、そういう「確認すること」ということで、それに対してJICA側から説明があればよろしいですかね。

松本委員 はい。「確保すること」にしましたよね。これは、大体平山委員から指摘されるポイントですので。

作本委員 「確保」という言葉がいいんですよ。

松本委員 ええ、「確認」ではなくて、遵守は確保するんであるということですね。これであれば、助言にはなりません。よろしいですか。

高橋主査 JICA側としては、いかがですか。

渡辺 ここは最終的に、全体会で当然こちらからご説明して、ここの部分をどうする、どういう文言の形で残されるのかは、また改めて全体会でということをお願いします。

松本委員 すみません、そういうことで。

高橋主査 じゃ、1番はとりあえず。

次、2番はいかがですか。

作本委員 2番は結構です。なしという。

3番は、やっぱりRapid EIAの、これは本当に事務的なことかもしれませんが、Rapid EIA (REIA) ですか、の説明を加えていただきたいという本当に単純なことですが、お願いできればと思います。

高橋主査 それはとっておくことでよろしいですか。

渡辺 はい、大丈夫です。

高橋主査 次、4番。

作本委員 4番、5番、これは要りません、結構です。

高橋主査 じゃ、谷本委員、6番いかがですか。

谷本委員 これは高橋主査のところとも関連して、さらに雑木林ですか、Social Forestに加えて水系のほうも合わせて、16、17ですかね。

あわせて、ですから、6と9と16と17ですね、これを、主査の判断を後で入れてください。じゃ、岩田さん、いいですか。

岩田 はい。

谷本委員 「本事業で改変を受けるSocial Forest並びに影響を受ける水系における生態系」、これが妥当かどうかあるんですけども、その後、「(渡り鳥を含む)」ということに入れていただいて、「についても確認を行うこと。」という形で一つ助言にさせていただきます。

これは、主査、一緒に合体したような形になりましたので。

高橋主査 その場合の確認というのは、何の確認ということになりますかね。

谷本委員 審査の時に、やはりもう一度……

高橋主査 棲息の確認なのか、影響の確認なのかというのはありますよね。

谷本委員 「生態系への影響」としますか。でも、前に「影響」がありますよね。「本事業で改変を受ける」。

高橋主査 ちょっと変わりますけれども、9番、私は先ほど動物のお話を出しました。そうしましたら、それは一般論がEIAに書かれているというようなお話もありましたので、私は、この9番の動物に関しては、「その動物の棲息状況と事業による影響を確認すること」というふうにしたらどうかと思ったんですが、場合によっては、それを全部入れて、一緒にしてもいいとは思いますが、

谷本委員 じゃ、少し言葉を後ほど整理しましょう。じゃ、岩田さん、今、主査からの指摘があった点を入れていただけますか。

岩田 文言としましては、「本事業で改変を受けるSocial Forest並びに影響を受ける水系」。

高橋主査 「影響を受ける」というのは入れなくても、「水系の生態系」ですか。

谷本委員 生態系、動植物。

高橋主査 うん。及び、動物は水系だけじゃありませんから、「動物の棲息状況及び事業による影響を確認する。」と。

谷本委員 じゃ、そういう形で。はい、結構です。

高橋主査 とりあえず、じゃ、そういう形でいきましょう。

8番は。

谷本委員 結構です、これは。

高橋主査 よろしいですか。

谷本委員 はい、いいです。

高橋主査 9番はそれに含まれると。

谷本委員 はい。

高橋主査 10番は作本委員、どうでしょう。

作本委員 これはちょっと一部残したいんですけども、雨季と乾季等の季節を区別した上で環境社会状況を把握すること。既にこうやって入れられたんですが、雨季と乾季等の季節を区別した上で環境社会状況を把握すること。評価するという。

高橋主査 あとは要らないと。

作本委員 あとは要りません。

岩田 これは、例えば具体的には、雨季と乾季両方でのベースラインをとることということ。

作本委員 ええ、今回は乾季だけを実際調査されているのか、初期調査というか。

岩田 今回、雨季もちゃんと調査しています。

作本委員 雨季は書類、文書ですよね。実際の調査はされていないと。

岩田 しています。

作本委員 そうですか、3ヵ月だけ、この……

岩田 これは補足資料1でお送りしたんですけれども、これは例えば水質、EIAの中では水質が、たしか乾季、雨季、どっちかしかベースラインがとられていなくて。なので、今回、我々が前回行った時に申し入れたら、これはサンプルなんですけれども、雨季に関しては、もう一方の季節についてもとっているものがあるので、それを共有してもらった次第です。

作本委員 そうですか。

岩田 ただ、EIA本体に関しましては、Rapid EIAで1季。

作本委員 EIAでは乾季だけだけれども。

岩田 彼らは彼らで、ちゃんと2季をとっております。

作本委員 そうですか。わかりました。それじゃ、これは削除してください。

岩田 はい。

高橋主査 次、11番はいかがですか。

作本委員 11、12、13、これはなしでお願いします。

谷本委員 14も了解です、結構です。

15番、これも結構です。

高橋主査 16、17は、先ほどのに含むということで。

谷本委員 はい、もう回しましたので、飛ばしましょうか。

高橋主査 じゃ、次18、作本委員。

作本委員 ちょっとこれは松本委員の内容とも重なった件ですけれども、こっちは先ほどに比べると各論ということですので、若干内容がダブるかもしれませんが、入れさせていただきます。ちょっと読み上げますと、「複数回訪問したものの面談ができなかった非自発的住民移転対象の640世帯について、面談ができなかった理由として考えられる内容を述べ、今後も面談に努めることを記載すること。」

松本委員 それはRAPにということですか。

作本委員 もし、松本さんのほうでダブるような内容とか何かあれば、ご指摘ください。私はRAPのほうの検討がちょっと甘いんで。

岩田 もちろん審査に行って、先方と合意することはできるんですけれども、RAPも先方政府の承認を得るものなので、今回、我々が申し入れて、このことがRAPに反映されるかというところちょっと、先方機関の文書なので、申し入れることはできるんですけれども。

作本委員 わかりました。申し入れて、じゃ、表現にどこか書いて、「申し入れること」ということでお願いします。

松本委員 これはノンタイトルホルダーだけに限ってはいないんですけど。640というのは。

岩田 640はノンタイトルホルダーです。

作本委員 タイトルのほうは余り気にならなかったんですけども。住宅じゃなくて、農地だけ影響を受けるということだったので。

松本委員 そうすると、これは、かかっている言葉が「面談ができなかった非自発的住民移転対象の640世帯」。

岩田 面談ができなかったのは……

作本委員 分母の数でいくと、640の151。このところの把握がちょっと私、うまく理解できていないんですけども、事の行き違いがもしあれば。

松本委員 そこに焦点を当てるのであれば、また私はちょっと違うところなので、それ。

岩田 一応訪問したものの、面談ができなかった被影響住民と……

松本委員 そうすると全部含むということになるんですけども、でも、作本さんに今ちょっと確認したら、ノンタイトルホルダーに関心があるんですね。

作本委員 僕はそっちのほうに関心があるで、土地なしのほうに。

松本委員 そうすると、489か。

作本委員 489ですか。

松本委員 しかも、そうすると、非土地所有者ということですか、非自発的住民移転に対するの。

作本委員 僕は、面談できなかったこの世帯数が、やっぱりかなりに及んでいるんでという、その出発点から出てきているんですけども。ですから、先ほどの総論の内容とも、ちょっと意味としてはダブっていることがあるかもしれません。

高橋主査 ちょっと言葉のあれで恐縮ですけども、「記載」じゃなくて、「申し入れること」にしたわけですね。そうすると理由も、考える内容を述べるというのは、誰がどこに述べるのかというのが。

作本委員 そうか、変わっちゃいますね、前半ね。

高橋主査 ええ。面談できなかった理由を確認するとか、その辺ですかね。

作本委員 相手があることですから、確認のほうがいいですね。「面談できなかった理由を」、これも推測の域になるんじゃないかなと思うんですけども、「理由を確認し」、「ことを申し入れ」に、「確認」もかかると。「理由を確認し、今後も面談に努めること。」でしたら、JICAさんとしても、ああいうところを頑張りなさい、やってくださいよということで申し入れるということならば可能ですか。

岩田 はい。

高橋主査 その対象は489ということで、いいわけですね。

作本委員 はい、640から引いた後。151引いた。

松本委員 ちょっと後で、私は似たようなものを出さざるを得ないんですけども。

作本委員 ええ、もし必要だったら、合体でも何でもお願いいたします。

高橋主査 また後で修正する。とりあえず、じゃ、これはいきましょう。

次、19は。

作本委員 19は、なしで結構です。

高橋主査 じゃ、20はいかがでしょう。松本委員は。

松本委員 最初のほうはあって、「JICAガイドラインとのギャップを」、「改めて」は消して、「分析し、ガイドラインの遵守を確保すること。」

通常、ギャップ分析って、必ず協力準備調査ならやられていますので、それに準ずるものを作って、ガイドライン遵守を確保してほしいということ。

岩田 JICAガイドラインと改正法案のギャップ分析ということですね。

松本委員 そうです、改正の。土地取得法は、まあいいとしても、改正案のほうですかね。

岩田 そうです、土地取得法はお配りしておりますとおりです。

松本委員 やっているから。ええ、やっているの。なので、改正案については、ないですね。

岩田 今のところ、お出しはしていません。

松本委員 そうですよ。だったら、やっぱり「改めて」を入れたほうがいいですかね、そのほうが。

高橋主査 そうしたら、そういう改正法案というのを書いたらどうなんですか。

松本委員 そうですね、じゃ、そこを、「部分的にも適用される場合、改正案とJICAガイドラインとのギャップを分析し」にしますか。

渡辺 改正案があって、この個別プロジェクトに適用される具体的なRAPがありません。通常行うのは、その個別に適用された時のギャップ分析になりますので、改正案自体とJICAガイドラインとのギャップ分析というのは、それは我々は通常の業務ベースではやるんですけども、個別案件のために何かこうやっているわけではないのです。それは後者。後者というのは、要は個別案件に適用された時のRAPということですね。

松本委員 そうです。本当は、「部分的に適用される場合」と書いているのは、その部分的に適用する部分についてという意味なんで、それでもJICA側がわかるのであれば、それでもいいのかな。

というか、この右側に書いてあることなんです、そもそも。

岩田 改正法案は最終的に議会、インド側で承認されない状況でも、やるということなんです。

松本委員 部分的にも適用される場合。

渡辺 適用される場合ということですか。

松本委員 ええ。これが適用されなければ、全然いいんです。仮に、改正案が部分的にでも適用されるようなことがある場合は、JICAガイドラインとのギャップを分析

する。もとのままのほうが一番、多分いいと思いますが。その「改正案と」というのをやめて。意味は通じますか。

ですから、適用されなければ、そもそもこの助言はないんですが、適用される可能性が否定できない部分があるので、適用される場合は、JICAガイドラインとのギャップを分析して、ガイドラインの遵守を確保してほしいということ。

それは、改正そのものの内容は、ややガイドラインと齟齬があったとしても、ガイドラインを優先して使うということも含めて、そこで確保してほしいということです。高橋主査 よろしいですか。

それでは次、21、これは先ほどの河川等の話と一緒にですから、これは結構です。

22はいかがでしょう。

作本委員 22と23は結構です。

高橋主査 24は、谷本委員いかがでしょう。

谷本委員 これは結構です。25も、これで了解です。

高橋主査 26、松本委員いかがでしょう。

松本委員 そうしましたら、「複数ある」の後の「ようだ」をちょっと消していただいて、「ケースが複数あるが、どのような訴えがなされ、裁判所の判断はどのようなものだったか、またその実施状況を確認し、JICAガイドラインの遵守を確保すること。」

つまり、全部が実施されなくても、JICAのガイドライン上はオーケーというものもあるかもしれないので、実施状況は確認してもらった上で、ガイドラインの遵守という意味では、この部分はやられているとかという判断をしてくださいという意味です。

岩田 はい。

松本委員 27は、もういいです。

高橋主査 28もよろしいですか。

松本委員 28もいいです。

高橋主査 29は。

松本委員 29なんですが、「住民の反対意見については、慎重に確認すること」ということは残したいので、このまま、最後を「確認すること」ということで。

高橋主査 谷本委員、30はよろしいですか。

谷本委員 はい、これは要りません。

高橋主査 31、松本委員いかがでしょう。

松本委員 これもいいです。

高橋主査 32はいかがですか。

松本委員 これも大体確認できているんで、文言として残すということで、「住民からの質問にある、計画通告から10年間の遅延に対する補償がなされることを審査時に確認すること」、日本語として通じていますね。大丈夫ですか。

谷本委員 ステークホルダー会合において出されたということかな。

松本委員 そうですね。「ステークホルダー会合で出された」、そのほうがいいですね。何か日本語が変だなというのは。

谷本委員 そうしないと、いつ出てきたかという。

松本委員 確かに。ステークホルダー協議でしたっけ、これ。「ステークホルダー協議において出された」ですね。住民から出されたということで、「計画通告から10年間の遅延に対する補償ついて、それが実施されることを審査時に確認すること。」

高橋主査 続いて、33番はいかがでしょう。

松本委員 これは、さっきの作本さんとちょっとかぶるんですが、一回書いていただいて、一旦これを全部ばばっと消していただいて、「多くの被影響世帯と連絡がとれない原因を分析し」、これは作本さんと同じなんですが、「それに基づいて情報提供の方法を改め、確実に情報が届く方法を確保すること。」ということになるんですが、私が書いたのは。

つまり、とにかく今のままやっていたって情報を届けられないということがあるので、作本さんと完全に同じじゃないんです。面談のことというよりは、むしろ。

作本委員 面談だと、もう方法を絞っちゃっているわけですね。

松本委員 ええ。

作本委員 情報という場合、例えば現地語の新聞に載せるとか、文盲の人もあるはずですよ、インド、このあたりだったら。文盲という言葉は悪いけれども、いわゆる活字を読めない人もね。

松本委員 でも、ここはやっぱり住民協議だからな。ちょっと悩んで、こっちにメモしてあるのに、その情報が届くというのは余りにも限定的なので、「それに基づいて協議が実現できる方法を」にしてください。「実現できる方法を確保する。」、ごめんなさい、「それに基づいて」は変だな。「改め」の後ですね。「情報提供の方法を改め、確実に協議が実施できる方法」です、ごめんなさい。「確実に協議が実施できる方法を確保すること。」

作本委員 その範囲は広いんだね、私よりもね。

松本委員 そうですね。このままのやり方だと協議ができないのではないかな。だから、これはある意味では、融資を決めた後でも有効というコメントなんです。

作本委員 被影響世帯だから、タイトルホルダーもノンタイトルも、両方込みでね。

松本委員 両方入れてです。はい、両方込みになるんです。

作本委員 そのところも、私は問題ありません。

高橋主査 もう一度、先ほどの作本委員の18番、ちょっといいですか。

作本委員 こっちは絞りをかけている。私のは本当に狭く、面談をなぜできなかったかということと、今後努力していただきたいということだったんですけれども、それを二つ並べる必要はないですね。松本さんのほうに合流させてください。対象範囲が広

くてJICAさんが対応できないというのなら問題かもしれないですけども、影響を受ける人全部を対象にすると。

あと、面談できなかった理由だけを問い詰めるんじゃなくて、何かほかの方法を考えるという、前向きですね、そっちのほうは。

岩田 18番を33番のほうに統合で。

作本委員 33番のほうで、ええ。実質これを、もうなしということで。

高橋主査 ということで、よろしいですか。

作本委員 ええ。松本さんのほうに、もし名前を入れていただければ。

高橋主査 33番、松本委員、よろしいですか。

松本委員 はい、それで問題なければ結構です。

高橋主査 34は。

松本委員 これはどっちかに統一してください。

高橋主査 それから、先ほどあった、「非合法」という言葉を「非土地所有者」で
すか、直すと。これは助言じゃなくて.....

谷本委員 じゃなくて、やっぱり文言の使い方をですね。

松本委員 どこかで使っていましたっけ、それ。「非合法」。

作本委員 19番の、これは環境レビューの中に書いてあるというから、やっぱり用語のこと、ちょっとあれですね。

松本委員 「非合法権者」となっていますね。カットオフデートの話。社会環境のところですね。これはどうなんですか、「非合法権者」って、ちょっと変ですよ。非合法の権者って。

岩田 非合法居住者。

松本委員 居住できないですから。

谷本委員 耕作者なんでしょう。

松本委員 非土地所有者ではだめなんですか。

村上 いいです、はい。

岩田 じゃ、文言に関しては、「非合法権者」となっているところは、環境レビュー方針も含めて、全て「非土地所有者」という文言に修正します。

松本委員 「合法権者」が「土地所有者」。それ以外あるんですか。ここに、タイトルホルダーとノンタイトルホルダーしか書いていないですよ。

村上 はい、二つですね。

松本委員 リーガルドウェラーとか、そういう言葉はどこにもなかったです。

高橋主査 それと、先ほどの最後の34番、これもPAHですか、統一するなら。

松本委員 そうですね、一つあるのであれば。

作本委員 その冒頭のところは「合法権者」で、3行目が「非合法権者」とあるから、これは2回出てきますね、合法、非合法という。

松本委員 はい。なので、最初のほうを「土地所有者」、後を「非土地所有者」。

作本委員 インドでは、これはどういう言葉で語るんでしょうね、英語で。イリーガルなんでしょうかね。

村上 ノンタイトルホルダーのことですか。彼らは、ノンタイトルホルダーと言うようです。

作本委員 タイトルホルダーか否かだけで。

岩田 一般的に、ですか。

作本委員 ええ、一般的にという。

岩田 もしくは、例えばスクワッターとか、エンクロージャーとかということもできると思います。

作本委員 そうですか。

松本委員 やっぱり気になるんですよ。この確認済み事項の社会環境のほうの、先住民族・少数民族の下の米印のところに、さっき農地だとおっしゃっていたんだけど、「居住または商業活動を行っている」と書いてあるから、やっぱり商業活動とかしている人がいると、インドって何か結構芋づる式にいて心配というか、カウントし忘れたりするので。どこかに商業活動とあったなと思ったら、ここにあったんです。

作本委員 やっぱり米印の中に「非合法」という言葉がありますが、これも一緒にあわせて。

岩田 全て一括で修正します。

高橋主査 一応、助言案が終わりましたけれども、何か全体を通してありますか。

渡辺 生態系のところ、ご指摘いただいたところが、棲息状況というのがどこまでのものを求めているのかを確認させてください。

高橋主査 私が言いたいのは、そんなにちゃんとというんじゃなくて、先ほどからお言葉では、何も動物はいませんよとかいうお話なんで。しかし、それは文書に何も書いていないんです。少なくともEIAを見ると、「動物がいる」とか「影響がある」とか書いてあるので、そこをきちんと確認して、影響がないということを確認してほしいという意味なんです。

岩田 審査に行った時に実施機関との協議の中で、EIAにはこういうふうに書いてあるけれども、実際に本当にいないのかということと、どういうことに基づいてそう言っているのかということを確認するということですか。

高橋主査 そうですね。私の、少なくとも動物などについてはそういうことですが、EIAを見る限りは、「影響がある」と書いていますので、一般論とはいえ、やっぱり気になりますよね。

ほかはいかがでしょう。

松本委員 直接関係ないんですけども、TDRは結局使うんですか。要するに、住民の質問の中に、TDRって何と。インドでよく使う手ですけども、移転先がうまく

見つからない、代替地が見つからないような時にTDRと。実際は、このプロジェクトはTDRを使ってやると。

岩田 実際どうなのかと、恐らく用地、移転地をつくって、そこに住んでもらうということになると思うので、具体的にTDRを使うのかということまではわからないというか。

松本委員 余り農地で聞かないといえば聞かないですよ。都市部では、しょうがないからTDRかなというのは。

岩田 恐らく農地、本当にこんなところですので。

松本委員 必要ないよなと思いながら。住民の質問には、当然出てきますよね、TDRって何みたいな質問が。

岩田 はい。基本的には、現在聞いている方針としましては、補償、移転地をつくってというふうなことで確認をしております。

松本委員 なるほど、わかりました。

あと、その環境レビュー方針のペーパーの、ここは瑣末なことですが、確認済み事項、一番左の案件概要の下の「実施機関」が、英語がバンガロールになっているので、瑣末ですがベンガルルールに。

岩田 念のため、残った助言番号だけ確認させていただければと思います。まず1番、松本委員。3番、作本委員。6、7、9、16、17を統合して、一つの助言として、生態系に関する助言。それから、20番、松本委員。26番、松本委員。29番、松本委員。32番、松本委員。33番が松本委員と18番の作本委員の統合。以上です。

松本委員 この間も私は多かったですけれどもね。

高橋主査 そうということですが、よろしいですか。

あと、特になければ、これで助言の確定といいましょうか、終わりますけれども、そうしますと、これを次回の全体会合にかけるんですね。

渡辺 そうですね。今日、遅くとも明日の午前中には、今の書式等を整えたものを事務局のほうから皆様に送付させていただきますので、金曜日、今週いっぱい、メールにて改めてご確認いただいて、ワーキンググループとして金曜日までに確定というんですか、決定いただくと。ですので、来週月曜日に、高橋主査のほうから15分ほどでしょうか、ご説明いただいと。

先ほど松本委員からご指摘のあった点については、その時間の枠で当方から説明してということを考えておりますけれども。

高橋主査 そういう段取りで、この後、短期間のうち作業になって恐縮ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

渡辺 はい、よろしくお願ひします。

高橋主査 じゃ、今日はこれで。ご苦労さまでした。

午後3時40分閉会